

患者さんにご家族の方へ

高濃度カリウム液の投与（適応外使用）について

血液中のカリウムが非常に少ない状態（低カリウム血症）や、そうなる危険性が高い患者さんに対して、当院のルールに従い、安全に注意しながら、国が定めるよりも高濃度のカリウム液の点滴注射を行うことがあります。この治療は必要時に速やかに行う必要があるため、各患者さんにご説明して同意をいただく代わりに、お知らせをしています。詳しくは以下をお読みください。

この治療についてご質問がありましたら、いつでも遠慮なく、担当の医師、看護師または薬剤師までお尋ねください。

【低カリウム血症と、その治療について】

カリウムは生命の維持に欠かせない物質です。しかし、高血圧や心不全、脳卒中の治療のために利尿薬を使用している方や、糖尿病のためにインスリン注射を行う方などは、血液中のカリウムが減少して「低カリウム血症」という状態になることがあります。低カリウム血症になると、手足の力がぬけて、けいれんや麻痺、呼吸困難、不整脈（動悸）が起こるなど、命に関わることもあります。

低カリウム血症になった場合は、その原因に応じて対処するとともに、カリウムを投与して不足しているカリウムを補います。軽度の低カリウム血症であれば飲み薬を服用しますが、重症やそうなる危険性が高い患者さんの場合は、静脈内にカリウム液の点滴注射を行います。

対象	当院で治療を受ける低カリウム血症で心不全や脳卒中などで水分を制限しなければならない患者さん
適応外使用の必要性・目的	<p>低カリウム血症の治療には、重症の場合や内服困難な場合は注射剤を使用します。注射用カリウム製剤の使用は、40mEq/L以下の濃度に薄めて使用すること、1日100mEqを超えない量で使用すること、投与速度は20mEq/時以下とすることが規定されています。</p> <p>しかし、病状によっては水分量・輸液量を制限しなければならない場合があります。また、国が定めるよりも高濃度のカリウム剤でも太い血管（中心静脈）からゆっくり投与すれば安全であると報告されています。そのため当院では低カリウム血症の治療が必要な患者さんに対して、当院のルールに従い、国が定めるよりも高濃度のカリウム剤を投与する場合</p>

	があります。なお、このように国が定める方法とは異なる方法で投与することを「適応外使用」と言います。
実施期間	2026年3月～
使用方法	<ul style="list-style-type: none"> • 高濃度のカリウムを投与する場合は500mEq/L以下 • 中心静脈からシリンジポンプを用いて投与する。 • 必ず心電図モニターを装着し、不整脈が起こらないか観察する。 • 必ず定期的に血液検査を行い、血液中のカリウムの値を測定する。 • 異常が見られたら速やかに点滴注射の減量や中止を行う。 • 低カリウム血症が改善され次第、高濃度のカリウム液の点滴注射は終了する。 • 1日100mEqを超えない量で使用し、投与速度20mEq/時以下を遵守する。
起こり得る不利益・合併症等	高濃度のカリウム補充により、注射による穿刺部トラブルや血管痛おこす恐れがあります。
起こり得る不利益・合併症等の対策	中心静脈から投与することにより穿刺部トラブルが回避できます。
治療費	この治療にかかる費用は通常の保険診療と同じです。この治療による副作用が生じた場合も保険診療になります。適応外使用となるため国の副作用救済制度の対象にならない場合がありますのでご了承ください。

この治療（適応外使用）を行うことは、当院の医の倫理委員会にて審査され承認されています。

◆お問い合わせ先

〒573-8511 大阪府枚方市星丘4-8-1

星ヶ丘医療センター 電話番号：072-840-2641(代表)